

刈谷市放課後児童クラブ業務支援システム導入委託等について、事後審査型制限付一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 2 1 日

刈谷市長 稲垣 武

1 入札に付する事項

(1) 業務名

刈谷市放課後児童クラブ業務支援システム導入委託等業務

(2) 履行場所

富士松北児童クラブ他 1 4 クラブ及び刈谷市役所子育て推進課

(3) 業務の内容

別紙刈谷市放課後児童クラブ業務支援システム導入委託等業務仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり

(4) 履行期間

ア 業務支援システム導入委託（端末等の機器納入も含む）

契約締結日から令和 7 年 9 月 3 0 日まで

イ 業務支援システム利用

令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 2 年 9 月 3 0 日まで（5 年間）

※利用料に関しては、地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約とする。

(5) 委託等上限額（いずれも消費税額及び地方消費税額含む）

ア 令和 7 年度

1 1, 6 4 2, 0 1 6 円

イ 令和 1 2 年 9 月 3 0 日までの総額（令和 7 年度分も含む）

2 9, 6 0 9, 9 2 2 円

(6) 見積上限額（いずれも消費税及び地方消費税を含む）

見 積 項 目	金額（税込）
業務支援システム導入委託費 一式	5,598,000 円
端末等購入費 1 クラブあたり	96,371 円
4 2 クラブ合計	4,047,582 円
システム利用料及び SIM 利用料 月額	332,739 円
令和 7 年 1 0 月～令和 8 年 3 月分（月額×6 か月）	1,996,434 円
総額（月額×6 0 か月）	19,964,340 円

※この金額は契約額や予定価格を示すものではなく、委託等業務の規模を示すものであり、入札にあたっては上記金額を超えないこと。

2 競争の方法

一般競争入札（事後審査方式）による。

3 入札参加資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たす法人又は個人に限り入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 過去 3 年間（令和 4 年 4 月 1 日から入札参加申込書を提出する前日までをいう。）において、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号の規定に該当したことがない者であること。

(3) 愛知県内で現に児童クラブ（放課後児童健全育成事業）において、業務実績があること。

(4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(5) 公告日から落札決定までの間、刈谷市入札参加資格停止要領（平成 6 年 7

月 12 日施行)に基づく入札参加資格停止処分を受けていない者であること。

(6) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められる法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が、経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる法人等

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる法人等

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人等

カ 役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる法人等

キ 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けている法人等

(7) 入札日の前日までに、刈谷市物品購入等業者名簿に登載されていること。

(8) その他別紙仕様書の記載に適合する者であること。

4 入札参加申込書の提出

入札参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を、次のとおり提出しなければならない。また、期限までに申込書を提出しない者は、本入札に参加することができない。

(1) 提出方法

持参又は電子メールによる

電子メールによる場合は、送信した旨の電話連絡をすること

(2) 提出期間

令和7年5月21日（水）午前8時30分から同年6月4日（水）午後5時15分まで

持参及び電話連絡は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出先

ア 持参の場合

刈谷市東陽町1丁目1番地

刈谷市役所2階 次世代育成部子育て推進課児童育成係

イ 電子メールの場合

ksuishin@city.kariya.lg.jp

(4) 入札説明書及び必要書類

刈谷市ホームページからダウンロードすること

5 質問書の提出

入札説明書等に関して質問がある場合は、質問書（様式3）を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年5月30日（金）午後5時15分まで

(2) 提出先

ksuishin@city.kariya.lg.jp

(3) 提出方法

電子メールによる

(4) 回答方法

質問者に対し電子メールでの回答後、刈谷市ホームページにて公開する。

6 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和7年6月9日(月) 午前10時

(2) 場所

刈谷市役所2階 201会議室

7 入札保証金

免除

8 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (3) 指定の日時までに指定の場所に持参しない入札
- (4) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (5) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札
- (6) 記名又は押印のない入札
- (7) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (8) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (9) 郵送による入札
- (10) 契約担当者の指示に従わなかった者の入札

9 開札

- (1) 開札は、6で指定する日時及び場所で、入札の終了後直ちに行う。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。
- (3) 予定価格の制限の範囲内の価格を入札書に記載した者のうち最低の価格を入札書に記載した者を落札候補者とし、後日資格審査を行った上で落札者を決定する。ただし、落札候補者に資格がなかった場合は、次の順位者から順に資格を確認し、資格を満たしている者を落札者とする。
- (4) (1)から(3)までに記載のない事項については、刈谷市工事関係入札心得書によるものとする。

10 落札者の公表

落札者の決定後、刈谷市ホームページで落札者名、落札金額及び入札参加者数

を公表する。

1 1 契約の締結

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 契約の締結及び履行に関する費用は、全て落札者の負担とする。

1 2 契約保証金

免除

1 3 その他

(1) 提出された書類等は、返還しない。

(2) 詳細は、入札説明書による。